

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十三第

行發日一月二年六和昭

論叢

不動産貸營業の地方間課税 法學博士 神戸 正雄
幕末に於ける幕府産物會所設立計畫について 經濟學博士 本庄 榮治郎

時論

新地租方案を論ず 經濟學博士 沙見 三郎
率勢米價に就いて 經濟學士 蜷川 虎三

說苑

獨逸中工業金融機關との Industrieschaft 經濟學士 楠見 一正
米の銘柄別短期清算取引を評す 經濟學士 今西 庄次郎

雜錄

消費組合による米の配給 經濟學士 谷口 吉彦
段別割の存在理由 經濟學士 安田 元七
支那經濟の衰退とその復興問題 經濟學士 大上 末廣
近江日野町志を讀みて 經濟學士 菅野 和太郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第二十一卷乃至第三十卷論題索引

説苑

獨逸中小工業金融機關としての Industrieschaft (上)

楠見一正

第一序言

現今我國に於ては舊平價解禁の影響と世界的不景氣の餘波との二重の原因に依つて、我經濟界は未曾有の不況に陥り、我國産業の不振は益々深刻を極めつゝある。そこで之が對策の一として産業合理化が提唱せらるゝに至つたが、更に中小商工業に至つては、其の窮状は一層甚だしく、その金融難は著しきものがある。茲に中小商工業金融問題を惹起し、朝野擧つて其の對策に腐心しつゝあるが、其の根本的對策としては未だに何等の妙案も出でざる模様である。然るに現在我國が嘗めつゝあると同様の試練は、曾て歐洲大戰直後に於て獨逸が具さに經驗した所であつて、戰後獨逸は經濟状態を一變し、著しき産業の不振に陥つたが、その對策として起つた産業合理化運動が著しき効果を齎したことは世人の熟知する所である。然るに他方獨逸に於ても中小工業の金融問題、殊に長期對物信用の問題は餘程の難問題であつたが、獨逸は遂に其の根本的解決方法として新たな金融機關を創出するに至つた。Industrieschaft 即ち之である。獨逸に於ては地主金融組合 Landschaft 及市街地金融組合 Stadschaft なる金融機關が、夙に發達して農村及市街地の不動産金融に貢獻しつゝある事は周知の事實であるが、Industrieschaft は正に此の地主金融組合の精神に基いて、中小工業の長期不動産金融を自助的に解決せんとするものである。此の如く Industrieschaft の名稱及其の業務は Landschaft 及 Stadschaft に倣つて起つたものであるから、私は茲に Industrieschaft を假りに工業金融組合と譯して置きたいと思ふ。尙茲に注意すべきは東京實業組合聯合會に依つて我國中小工業金融問題の對策として

建議せられ、結局採用せらるる所とならなかつた所の工業金融組合設立案と、獨逸に行はれつゝある工業金融組合とは全く其の趣きを異にする事である。獨逸の工業金融組合の特色とする所を要約すれば、(一)中小工業の自助的金融機關にして受信者の連帶責任を要求すること、(二)長期信用の供給をなすこと、(三)不動産抵當信用を興ふることの三點にある。

元來一口に中小工業金融と云はれてゐるけれども、其の短期信用と長期信用とに於ては、著しく其の趣きを異にするのであつて、兩者に對する金融の方法も自ら異らざるを得ない。中小工業の短期信用に於ては、一般庶民金融の原則に倣つて對人信用も亦可能であるが、然るに長期信用は其の貸借期間が長期に亘るを以て、對人信用たる事は許されない。長期信用は必ず對物信用たる事を要し、殊に不動産抵當信用の廣く行はるゝ所に於て、之に對する特殊の金融機關を必要とする所以である。獨逸に於ても中小工業の短期信用機關としては、信用銀行、信用組合及貯蓄銀行等が存在し、相當の活動をなしてゐるが、他方中小工業の長期信用機關としては從來不動産抵當銀行が存在したけれども、不動産抵當銀行は中小工業に對する長期信用機關としては其の活動不十分たるを免れなかつた。そこで此の *Industrieschaft* なる新金融機關が出現したのであつて、之に依つて獨逸中小工業の長期信用に多大の貢獻がなされつゝある。我國に於ては中小工業金融問題の對策が種々提唱せられつゝあるが、而も其の短期信用と長期信用とを區別する事なく、一概に論ぜらるゝ有様であつて、其の多くは短期信用に向らるゝものゝ如くである。如斯我國に於ては中小工業の長期信用は割合に閉却せられつゝあるが、中小工業の根本的發展の爲めには、是非共其の經營信用のみならず、設備信用の供給が必要であり、相當長期の金融を興ふる必要があるのであつて、之に對しても適當なる對策を講ぜねばならぬ。目下我國中小工業金融問題の喧しい時に當り、獨逸中小工業の長期信用機關として出現したる *Industrieschaft* の如何なるものなるかを考察する事も、亦以て他山の石とするに足るであらう。

第二 獨逸中小工業金融問題と *Industrieschaft* の發生

獨逸は大體一八四〇年頃農業國より工業國に移つたのであつて、先づ鐵道の敷設と共に各種の工業が勃興し、工業の技術的發展著しきを加ふると共に工業の經營は漸次大工業へと推移した。云ふ迄もなく獨逸の銀行は兼營銀行主義を則り、之等の新興工業に必要な資金を供給し、之が

發展を掩護して來たのであるが、かく銀行と工業との關係密接なる所以は、全く獨逸が英國と其の事情を異にするが爲めである。當時獨逸に於ては資本は過少にして、人民は勃興せる新企業に直接に關與する事を恐れ、彼等は低利廻でも確實なるを國債を購入するを以て満足した。又當時獨逸に於ては個人銀行家 (*Privatbankier*) が相當發達してゐたのであるが、彼等に於ても亦全く限られたる額に於てのみ工業に資金を供給する事を許されたに過ぎなかつた。そこで止むを得ず株式組織の銀行が工業に資金を供給せざるを得なかつたのである。獨逸最初の投資銀行 (*Anlagebank*) は一八五三年に設立されたるダルムスタット商工銀行 (*Die Bank für Handel und Industrie in Darmstadt*) であつて、此の銀行は獨逸の鐵道の開發を助長し、機械工業及纖維工業の發達に貢獻する所が大であつた。其後數年間に幾多の株式銀行が相次いで設立せられ、工業の發達を助成した爲めに、工業の集中運動となり、之に伴つて銀行の集中が急速に實現せられた。而して銀行の集中の結果は地方銀行及個人銀行家の驅逐、或は吸収となつて現れた。資本は巨大なる集團をなし大部分は大工業に向けられ、中小工業は漸次金融難を訴ふるに至つた¹⁾。

從來獨逸に於ては中小工業は最も優勢的地位を占めてゐたが、大工業、大規模經營への運動に壓迫せられ、而も大經營となる爲めには資本を必要とし、會社組織、殊に株式組織を採るの必要に迫られたが、中小工業は概ね個人企業にして會社組織に變更する事は頗る難事であつたから、中小工業は到底此の時代の要求に適應する事が出来なかつた。かくして獨逸中小工業の金融は漸次困難を加へ、殊に長期不動産抵當信用の問題に對しては種々の對策が講せらるゝ至つた。先づ

1) Bosenick, A., *Neudeutsche gemischte Bankwirtschaft*, I Band. München 1912. S. 8—23; Jeidels, O., *Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie*. Leipzig 1913. 2. Aufl. S. 65—109; Weber, A., *Depositbanken und Spekulationsbanken*. 3. Aufl. München 1922. S. 59—65; Riesser, *Von 1848 bis heute*. Jena 1912. S. 92—126; do., *deutschen Grossbanken und ihre Konzentration*. Jena. 1910. S. 279—287.

F. Hecht 博士は一九〇八年九月の中歐經濟同盟の第二回總會に於て、工業金融の中央機關 Zentralinstitut für Industriellen Kredit 設立の提案をなし、次いで Sonntag 博士の工業不動産抵當銀行 Industrie-Hypothekenbanken 設立案並に Tschierschky's の中央債券發行機關 Zentralobligationeninstitut 案等が現はれ、中小工業の長期金融の問題が盛に論せらるゝに至つた。殊に注目すべきは一八九八年に設立せられたボヘミヤ工業銀行 Böhmisches Industriebank であつて、この銀行は特に工業不動産信用業務に貢献する所があつた。更に奧太利に於ては一九〇五年十二月二十七日の法律に基いて不動産抵當證券類似の銀行債券を發行して、工業不動産抵當貸付に従事した事も亦同様に注目に價する。

他方大工業は漸次勢力を増大して株式或は債券の發行に依つて銀行債務を償還し、大工業の自己資本及長期債券は増大して、漸次大工業は銀行の手から離るゝに至り、殊に歐洲大戰争及通貨膨脹は工業の銀行に對する地位を改善せしめた。即ち戰時中工業は戰時命令に依つて大部分國家から金融を與へられたが、然るに銀行は國家に依つて管理せられ、銀行と工業との間に國家が介在するに至つた。かくして通貨膨脹時代には工業は銀行の勢力より全く解放せられ、反對に工業資本が銀行に入り込む程であつたが、マルク安定と共に獨逸の經濟状態は根本的に一變してしまつた。即ち私有財産はそれが物財から構成せられてゐる限り、大部分は消滅に歸し、工業は著しき金融難に襲はれ、銀行は工業に對する昔の勢力を一舉に回復するに至つた。獨逸の金融市場は完全に破壊せられ、工業は合理化運動に必要な資金は凡て外國資金の供給に俟つの外なかつた。

2) Sonntag, Die gründung einer Industrie-Hypothekenbank. Kottowitz 1909; Radzibor, W. v., Das problem des langfristigen Kredits für die mittlere und kleinere Industrie. Rostock 1929. S. 22—37,

そこで銀行は再び工業に對する主要なる資金供給者となるに至つたが、幾許もなく、獨逸の大工業は外國金融市場に於て信用を増し、外國に於て自ら巨額の債券を發行するを得るに至つたから、今や大工業は戰前と同様に自給の傾向を完成するに至つた。

然るに中小工業に於ては其金融難は戰後益々重きを加へて來た。即ち大銀行は最早中小工業金融に對して何等の關心を有せなくなり、他方中小工業金融に幾分の關心と餘裕とを有してゐた地方銀行及個人銀行家は、大銀行に合併せられ、而も殘されたものも今や中小工業に信用を與ふるに際して、十分なる注意をなし、控へ目にする様になつて來た。而も中小工業自ら債券を發行するとしても、巨額發行の優勢なるために漸次困難となつて來た。かくして戰後中小工業の資金需要は次第に増加するに反して其の供給は常に大なる不足を訴へざるを得なかつた。尤も同じ中小工業金融に於ても、短期資金に於ては貯蓄銀行及信用組合が相當の活躍をなし、比較的容易に充足せられ得るが、長期資金に於ては不動産抵當銀行が存在するも、不動産抵當銀行は農業金融に専ら其の力を傾注し、工業上の長期金融に對しては遺憾の點が尠くなかつた。かくの如く中小工業の長期金融に對しては適當なる金融機關が存在しなかつたから、其の金融難は戰前にも増して著しく、益々重大問題となつて來た。乍併當時の獨逸の状態に於ては、結局中小工業は自己の力に依つて其の方法を講せざるを得なかつた。即ち彼等は今や農民階級と同様に所有不動産の擔保に最後の望みをかけ、自助的に金融をつける外は何等の手段が殘されてゐなかつた。かゝる要求に應じて生れ出でたるものが即ち Industrieschaft であつて、其の先驅者は Landschaft 及 Stadtschaft であ

3) Pfitzner, J., Deutschbands Auslandsanleihen. Berlin 1928. S. 56—88.

つた。而も茲に最も注目すべきは工業金融組合の觀念には殆んど何等の歴史なく、且それが通貨安定後第一年に於て突如として出現したといふ事である。⁴⁾ (註一)

(註一) 獨逸に於ける工業と銀行との關係及中小工業金融問題と其の對策に關する詳説は別の機會に譲りたい。

第三 Industriesschaft の概念

Industriesschaft に對しては種々なる定義が與へられてゐる。先づブライスの辭典に依れば、「共同保證に基いて工業家に金融を與ふる團體又は機關にして、かゝる名稱及業務は地主金融組合に倣つたものである。」と述べ、又 Handwörterbuch des Kaufmanns. に依れば、「工業金融組合は獨逸工業の金融難を緩和せんが爲めに、先づ一九二四年末に公に提議し、地主金融組合及市街地金融組合に倣つて起つたものであつて、その工業上の對物信用を調達せんとするものである。工業金融組合は加入工業の連帶責任に基いて抵當證券を發行し、それを賣却して國內殊に又外國に於て長期資金を調達するのである。……」と述べてゐる。尙 Reier-Hirschberg に依れば、「不動産抵當銀行法規に基かざる私の金融機關であつて、其の任務は専ら受信者の有限的連帶責任の下に不動産の第一抵當に基いて、中小工業に長期濟崩の方法で與ふる信用の資金調達、貸付及管理を行ふに在る」と論じ、更に Dalberg 博士に依れば、「通常公共的團體よりの援助の下に、主として工業自らの力で、多少とも工業上の設備金融をつけんとする目的の爲に、作られたる特殊機關を總括して Industriesschaft と稱し、その機構に於ては全く種々の形態を有してゐるが、之等の機關は共同のものであつて、その與へられたる貸付は受信者の有限的共同責任に依つて第二次的に保證せられ、更に一定の監督權を有する各種の地方的團體或は國家的團體の公法的保證を有してゐる。而して信用の厚いものに於ては工業上の信用需要に對する尠なからざる額が、國內及外國に於て調達せられる事も可能である。」と論ぜられてゐる(註二)

Industriesschaft に對してはかくの如く種々なる定義が與へられてゐるけれども、その中には工業金融組合としては絶對的特色のみならず、附隨的の第二次的特色をも定義として掲げたものもあるであつて、之に對して Lindner 博士は次の如き定義を掲げてゐる。⁵⁾『我々が Industriesschaft

- 4) Radzibor, W. von, Das problem des langfristigen Kredits für die mittlere und kleinere Industrie. Rostock 1929. S. 7—37;
- 5) Price, H., Volkswirtschaftliches Wörterbuch. 2. Teil S. 223.
- 6) Handwörterbuch des Kaufmanns. Lexikon für Handel und Industrie, herausgegeben von Karl Barl Bott. Bd. III S. 29.
- 7) Reier-Hirschberg, Die Industriesschaft als Lösung für das Kreditproblem der

の下に理解する所のものは、一定の大きさの經濟及或種の經濟部門、主として工業(Industrie)、或場合に於ては商業及手工業(Handel und Gewerbe)(註三)に對して、受信者の有限連帶責任に依つて、長期對物信用を供給するを唯一の目的とする公法的或は私法的性質の機關である。』と。實際 Industrieschaft の定義は法律的不是でなく、少くとも Landschaft 及 Stadtschaft の如き意味に於ては法律的不是でなく、寧ろ全く純然たる經濟的のものであつて、現存の機關の具體的現象に依つて定義せられたものである。而して Industrieschaft の特徴に關しては三の範疇に分つて考ふる事が出来る。¹⁰⁾ 第一は絶對的條件 die notwendigen Voraussetzungen であつて、工業金融組合概念の構成要素をなすべき事實を指すのである。此の條件に凡ゆる工業金融組合が必ず有すべきものであつて、之を缺如するに於ては最早それは工業金融組合とは稱し得ないものである。第二は典型的特色 die typischen Eigenheiten であつて、現存し活動しつゝある工業金融組合に共通して存在するものであるが、然し工業金融組合概念の必要不可欠なる規範ではない。従つて工業金融組合の定義の要素とはならない所の特徴である。第三は個別的特色 die individuellen Eigenheiten, oder die Eigenheiten ohne wesensentscheidende Bedeutung であつて、工業金融組合と常に密接なる關係を有してゐるが、然し各機關に於ては夫々異つた形式に於て現はれる所の特徴である。従つて工業金融組合の概念構成には本質的意義を有せざる特色である。

(一) 絶對的條件 工業金融組合の要素としては次の四つの特徴を求める事が出来る。即ち、工業金融組合的機關の目的、經濟の大きさ、經濟部門の限界、及受信者の有限的連帶責任之である

mittel-und Kleinindustrie. Berlin. 1926. S. 50-34; Lindner, K., Die Realkreditversorgung der mittleren und kleinen Industrie nach der Währungsrenewung. Jena 1929. S. 23.

8) Dalberg, R., Der industrielle Realkredit in Deutschland seit 1924. (Jahrbuch für Bodenkredit hrsg. von F. Schultee Bd. 1928). S. 173-174.

9) Lindner, K, a. a. O. S. 17

Industrieschaft の目的は専ら長期對物信用の供給をなす事に在る。茲に『供給』Versorgung云々言葉は固有の受信者に至る迄の資金調達の豫備行爲、資金借入及交付等に關する凡ゆる必要行爲を包含するのであつて、『専ら』といふ語も亦尠なからざる意味を有してゐる。即ち工業金融組合は單に對物信用供給にのみ従事するものであつて、Landesbankenzentrale A.—G. の工業債券に關係を有する Provinziallandesbanken の活動の如きは、工業金融組合の發展形態と看做すを得ないといふ事を意味する。次に『對物信用』Realcredit と云ふのは、茲では單に不動産抵當信用のみを意味し、動産擔保信用を包含しないのである(註四)。尙『長期』langfristig とは獨逸では或は三ヶ月以上の期間のものと解せらるゝ事もあるが、茲では少くとも數年以上のものを意味するのである。

如斯工業金融組合は専ら長期對物信用の供給をなすのであるが、然し凡ゆる人に對する對物信用機關ではなく、其活動は一定の大きさの經濟及一定の經濟分科に限られてゐる。即ち Industrieschaft は中小工業、商業及手工業に對する長期對物信用機關であつて、後述するが如く現在の工業金融組合に於て明かに看取し得る所である。而して茲に問題となるのは『中小工業』の範圍であつて、小工業と手工業との限界は頗る困難なる所であるが、然し之等の二部門は共に工業金融組合の活動範圍に包まれてゐるから、茲では大した問題ではない。然し大工業と中小工業との限界は此の定義に於ける難點であつて、之が決定に就いては種々なる標準及方法が用ひられてゐるが(註五)、大工業と中小工業との限界が金融問題に關聯を有する限りに於ては、實際の貸付金額を標

準とするより外には何等の實益がない。従つて此の場合に於ても貸付最高限度の決定に依つて、工業金融組合の活動範圍を定めるより外には何等の方法が残されてゐない。工業金融組合に於ては貸付の最高限度は法律上の規定及定款には明記せられてゐないが、實際上に於ては一定の最高限度を超過し得ないといふ慣習が行はれてゐる。

前述の如く工業金融組合は地主金融組合及市街地金融組合を手本として起つたものであるから工業金融組合の定義の中にも、*Industrieschaft* といふ名稱から起つて來る *Landschaft* との類似を表はさねばならぬが、それは連帶責任に求める事が出来る。連帶責任 *Solidarhaftung* は現存し活動しつゝある工業金融組合に於ては、假令其の形が變つてゐるとしても、凡てのものに見出す事が出来る。此の信用關係者の共同責任負擔を工業金融組合の絶對的特色と看做さないならば、既に戦前に於て推賞せられた工業金融に對する中央機關をも工業金融組合として取扱はねばならぬ事になる。實際連帶責任は後述する如く凡ての工業金融組合に於て之を見出し得るのであつて、而も工業金融組合に於ける連帶責任は概ね機關より貸付を受けたる者、即ち受信者に依つて負擔せられ、一定の限度に於てなされてゐる。即ち工業金融組合に於ては受信者の有限的連帶責任を求めるのが其の特徴である。

(二)、典型的特色、典型的特色は凡ゆる工業金融組合に共通に規則的に存在してはゐるが、然し必ずしも必要不可缺のものではない。之に屬する特色としては、其の成立原因と活動範圍の地域的限界とを擧げる事が出来る。

先づ工業金融組合が戦後中小工業の金融難を緩和せんが爲めに起つたものである事は凡ゆる機關に通ずる典型的事項である。工業の不動産抵當信用に關與する凡ての機關は、工業及手工業の所有する不動産が長期信用の借入に役立つ様な方法で、専ら工業の金融難を救はんとする目的を以て設立せられたのである。乍併茲に注意すべきは工業がその固有の金融機關を設立する事に依つて、從來の銀行組織に於ける金融機關を變化せしめ、或は之を排去せんとするものではない事である。かく考ふる事は工業金融組合觀念を誤解せしむるものであつて、工業金融組合は決して從來の不動産抵當銀行 Hypothekenbanken の競争者として起つたものではない。

次に工業金融組合の特色は其の活動範圍が地域的限界を有する事之である、かゝる制限は Die Sächsische Landespfandbriefanstalt に於ても、又 Die Pälzische Wirtschaftsbank に於ても等しく見出す事が出来る。又 Die Kreditgenossenschaft der mitteldeutschen Industrie に於ては、規定に依つて間接的に中部獨逸工業組合の組合員たる事を要すとせられてゐる。乍併工業金融組合にして此の特色を缺如せるものゝ存する事を注意せねばならぬ。之等の機關は現存する或信用機關に對する競争意思を以て設立せられたものであるか、或は其の活動範圍が全獨逸に亘るものである事も注目に値する。即ち獨逸工業中央銀行及獨逸食料品工業信用組合の如きは其の活動範圍が獨逸全國に及び、殊に後者は現存の金融機關に對する競争意識を多分に包含してゐるのである。

(三)、個別的特色、此の特色は各工業金融組合に存在するが、而も時々異なる形態に於て現はれるものであつて、工業金融組合を決定する重要性を有せざる特色である。此の特色は次の如き特殊

なる部分に於て現はれる。即ち法的形式、資金調達方法、債務者の義務及二三の重要なる特徴、例へば共益性の原則 Prinzip der gemeinnützigkeit の如きに於て見出される。

Industrieschaft に於ては Landschaft 及 Stadschaft に於けるか如き、一定の法的形式を必要としないのであつて、現存の工業金融組合の中に於ても、地主金融組合及市街地金融組合に類似したるは、單に公法的性質を有するザクセン抵當證券發行機關のみであつて、その他の機關は種々雜多なる私法的組織を採つてゐる。而も其の私法的性質を有する機關に於ては、組合、株式會社及有限責任會社等必ずしも一定してゐない。

資金調達の方法は個々の工業金融組合に於て夫々異つてゐるが、然し一般に抵當證券の發行に依つて行はれる事は其の特徴である。此の事は少くとも貸付の充足に必要な資金を、『ザクセン工業抵當證券』の發行に依つて調達するザクセン抵當證券發行機關に於ては當つてゐる。更に中部獨逸工業信用組合に於ても亦間接的ではあるが當つてゐる。即ち中部獨逸工業信用組合はチューリンゲン州立不動産抵當銀行 die Thüringische Landeshypothekenbank A.—G. をして資金を調達せしむるのであつて、此の不動産抵當銀行は自ら抵當證券を賣出すか、或は中央州立銀行 Landesbankenzentrale A.—G. の工業債券に干與して資金を調達するのである。例外的場合はフアルツ經濟銀行の場合であつて、初め抵當證券の發行に依らんとしたが、現在は單に獨逸國より信用を受け、又其の一部分は自己の資金を以て貸付に充當してゐる。

債務者の義務としては先づ貸付の利拂と、元金の濟崩償還であつて、各機關に於て大體行はれ

てゐるが、貸付の償還は必ずしも済崩償還に限られるわけではなく、一部分は済崩に非ざる信用 nicht amortisable Kredit として與へられる事もある。此の外に、尙債務者の義務としては危険割増金 (Sächsische Landespfandbriefanstalt, Pfälzische Wirtschaftsbank) 及經營費分擔金 (Pfälzische Wirtschaftsbank) を要求するものもある。尙債務者が貸付の利子を規則正しく支拂ふ以上は、貸付は債権者の側からは非解約的 unkündbar である事は注目に價する。之に依つて債務者は確實性を與へられるのであつて、債務者は突然なる貸付の解約告知に依つて、其の企業の發展を阻害せらるゝ虞れ無きを得るのである。

Industrieschaft は以上述べるが如き性質のものであるが、茲に注意すべきは、Industrieschaft と云ふ同じ名稱を有する機關で、而も茲に述ぶる Industrieschaft とは全く其の内容を異にするものゝ存する事である、それは F. Pabst が一九二一年に獨逸中小工業の長期金融改善の一方策として發表した提案であつて、彼は其の機關に „Industrieschaft” なる名稱を與へてゐるが、¹¹⁾ 其の内容は現存の機關とは全く其の趣きを異にしてゐる。パプストの案に依れば、小貯蓄者の大衆を工業金融に一層密接に盡力せしむる方法に依つて、獨逸工業の金融難を緩和せんとするものであつて、小株式を發行して貯蓄資金を吸収し、之を既に存在する工業上の有價證券に投資せんとするものである。従つて其の機能は英國流の投資會社 Investment Trust, Kapitalanlagegesellschaft, に倣つて危険分散を行ふと共に、他方國家的統制の下に組合組織に依つて組合員の共同責任を求めん

11) Pabst, F. Industrieschaft. Ein Beitrag zur Frage des deutschen Wiederaufbaues. Berlin 1921.

とするものである。乍併其の共同責任は組合員が信用を受くると否とに關係なく、一樣に法律的方法に依つて實行せらるゝのであつて、現存の機關の連帶責任が主として受信者に要求せらるゝとは、大いに其の趣きを異にしてゐる。此の如くバプストの案は嚴密に考ふれば、地主金融組合との關係も密接ではないのであるから、かゝる機關には本來全く別個の名稱を與ふべきであつた。¹²⁾

尙工業金融組合と其の手本となつた所の地主金融組合との異同に就いて若干の考察を加へたい地主金融組合は各邦の法律に基いて加入者の土地を引當てに抵當證券を發行し、之を土地所有者に交付し、土地所有者をして間接に信用を得せしむるを目的とする相互組織の金融機關であつて、公法上の自治能力を有し、獨逸國又は各邦の行政上の補助機關たるの性質を有してゐる。然るに工業金融組合は工業上の長期對物信用を與へんとするものであつて、先づ其の目的を異にするのみならず、地主金融組合とは種々の相異點を有してゐる。先づ法律的地位に就いて見るに、地主金融組合は公法的機關であるが、工業金融組合は大部分私法的機關であつて、只ザクセン抵當證券發行機關に於てのみ公法的性質を見出し得る。尙工業金融組合に於ては一般に精確なる規定を設けられてゐないから、地主金融組合に於けるが如き特許 Privilegien を必要としないのみならず地主金融組合に於て見るが如き各邦の監督 Staatsaufsicht は、工業金融組合に於ては公法的性質を有する機關に存在するのみである（但しフアルツ經濟銀行は私法的機關であるが、而も聯邦が之に金融的援助を與ふ事大にして、聯邦の監督が行はれてゐる）。

12) Radzibor, W. v., a. a. O. S. 30—32, 61.—63; Lindner, K., a. a. O. S. 17.

13) Lindner, a. a. O. S. 13—16; Hippel, Th. G. von, Die öffentlich-rechtlichen Kreditinstitute. Berlin 1927. S. 261—324

資金調達方法に於ては地主金融組合は抵當證券の發行に依つてゐるが、工業金融組合に於ては必ずしも抵當證券發行の方法に依るとは限らない。抵當證券の發行の方法に依る時は地主金融組合と殆んど變らないのであつて、抵當證券發行額と不動産の額とは常に一致せしめんとする事、及抵當證券は所持人の側からは非解約的なる事等ザクセン抵當證券發行機關に於ても其の規定を見出す事が出来る。尙地主金融組合の發行する抵當證券はミュンデルデッヘルの特權 *Mündelsicher-heit* (註六) を有してゐるが、工業金融組合に於ては公法的性質を有するザクセンの法律に於て見出し得るのみである。次に貸付に就いて見れば、地主金融組合に於けると同様に、工業金融組合に於ても亦不動産を抵當とする長期の貸付であつて、土地及建物の評價は頗る嚴重である。又抵當貸付の割合には最高限度が設けられてゐるが、工業金融組合に於ては戰前價値の二五—三〇%位であつて、地主金融組合の二分の二貸付を原則とするに比すれば頗る峻嚴である。之は工業信用と農業信用との本質的差異に基く結果である。貸付の交付は共に抵當證券又は現金でなされ、貸付は一定の年賦額で済崩で償還する事が許されてゐる等、兩者の趣きを一にしてゐる。然し工業金融組合に於ては一定額の済崩償還は却つて不便を感じる場合もあるのであつて、例へば營業成績良好なる營業年度に於ては、工業家は割賦額以上償還する事が可能であるが、反之成績不良にして年賦額の調達に困難なる年に於ては、利子のみを支拂ふ事を好む場合もあるからである。其他債務者の義務及其内部組織に於ても工業金融組合は地主金融組合に倣つた所が大である。尙其行はれる地域は、地主金融組合に於ては主としてプロイセンに止るが、反之工業金融組合は獨逸全土に行

はれてゐる(註七)。

(註二) 尙 Industrieschaft と稱しては Schmalenbach, E., Finanzierung 4. Aufl. 1928. S. 324-327 にも簡單なる定義を示し、Radzibor, W. von, Das Problem des langfristigen Kredits für die mittlere und kleinere Industrie Rostock. 1929 同 Industrieschaft について詳細なる研究を試みてゐるが、特に定義を掲げざるなり。Hippel, Th. G. von, Die öffentlich-rechtlichen Kreditinstitute, ihre Aufbau, ihre Funktionen und ihre Geschichte. Berlin 1927 S. 431-432 同 Pabst の所謂 Industrieschaft と混同せられた傾向も見え、其の定義は頗る明確を缺くの嫌がある。尙最近出版せられた Industrieschaft に関する貴重なる文献として Thiess, K. E., Die neuesten Versuche zur Versorgung der mittel- und Kleinindustrie mit langfristigen Kredit unter bes. Bericks der Industrieschaften (Vorführungen d. Prehand seminars an d. Univ. Köln. H. 5) Köln 1930. を擧ぐる事が出来るが、未だに入手し得ないから、就いて参照するを得ないのは甚だ遺憾である。

(註三) Gewerbe に就いては W. Stieda¹⁴⁾ に依つて、『Gewerbe なる語を我々は廣義に於ては凡ゆる實業に従事するもの jede gewerbefähigkeit と解する。即ちその中には醫業及商業をも包含する。狹義に於ては原料品に加工し、需要に對して製作する職業を意味し、第一に手工業者 Handwerker を擧げる事が出来る……』を踏襲し、茲では Industrie 及 Handel と並んで狹義に解して手工業とした。

(註四) 元來信用を擔保の有無に依つて區別すれば、對人信用 Personalkredit と對物信用 Realkredit とする事が出来、對物信用を更に擔保の種類に依つて區別すれば、不動産抵當信用 Immobilienkredit oder Hypotheken Kredit と動産擔保信用 mobilienkredit oder Lombarkredit とに分る事が出来るが、茲では對人信用が對照とならざると共に、動産擔保信用も亦問題としないのである。

(註五) 大工業と中小工業との限界は種々の方法に依つて求められてゐる。¹⁵⁾ (一) 先づ獨逸國統計に依れば勞働者の數に依つて、一人乃至五人を小企業、六人—五十人を中企業としてゐる。(二) 或企業に投下せられたる資本を金錢額に評價したもの、例へば H. Ladenberg は百 M—十五萬 M を以て中小工業としてゐる。(三) 或場合には其の企業が株式組織を採るか否かに依つて區

14) Handwörterbuch des Kaufmanns. Lexikon für Handel und Industrie. herausgegeben von K. Bott. zweiter Band. S. 646—648.
15) Lindner, K. a. a. O. S. 19—20; Radzibor, a. a. O. S. 19—20; Prion, W., Kapital und Betrieb. Finanzierungsfragen der deutschen Wirtschaft. Leipzig 1929. S. 129—151; Ladenberg, H., Die neuere Entwicklung des Verhältnisses der Badischen Sparkassen und ihrer Girozentrale zum privaten Bankgewerbe.

別せられる。例へば Investment Trust の貸付の場合に於て、企業が株式組織の場合には許されぬが、私人組織の場合には許されない。(四)尚獨逸で一般に行はれてゐるのは、債券發行に依つて自ら其の需要を充たし得る株式會社を大工業とする方法であつて、中には一層嚴格に其の發行する債券にして取引所に上場する資格のあるものと限定する場合もある。(五)年併以上の如き區別標準は資金の貸借に當つては、明確なる標準として何等實益を齎らさない。貸付に關する限り、貸付金額の大小に依つて大工業と中小工業とを區別するのが最も簡便にして實益が多い。Ferdinengs は一萬 R.M. 以下を小信用とし、一萬—十萬 R.M. を中信用としてゐる。プリオンは一萬 R.M. 以下を小信用、一萬 R.M.—五萬 R.M. を中信用とし、五萬 R.M. 以上を大信用としてゐる。ザクセン抵當證券發行機關に於ても亦五萬 R.M. 以下を中小工業に對する信用と見るものの如くである。

(註六) *Mündelsicherheit* v. d. Preussische Ausführungsgesetz zum hingerichteten gesetzbuch vom 22. September 1899. Art 73. § 1 に依つて、定められたる一種の特權であつて、後見人が被後見人の財産を運用する場合には一定の制限を受けてゐるが、此の法律に依つてその受託金 *Mündelgeld* 運用の目的物たる事を許されたること、即ちかゝる財産の投資方法としての資格ある事を云ふ。(Rittershausen, H., Die Reform der Mündelsicherheitsbestimmungen und des industrielle Anlagekredit. Jena. 1929; Leiske, W., Die Finanzierung der Hypothekenanstalten deutscher grossstädte. Berlin 1914. S. 2; Dannenbaum, F., Deutsche Hypothekenbanken. 2 Aufl. Berlin 1928. s. 66—68. S. 521—524.)

(註七) *市街地金融組合*は地主金融組合の模倣に過ぎないものであつて、一九一六年十二月の *Das Stadtschaftsgesetz* で認められた公法的機關であるが、其の目的は建築敷地、家屋及建築中の土地所有權者並に地上權者に對して、組合を通じて抵當債權及土地負擔 *Grundschuld* を擔保として、年賦償還貸付を行はんとするものである。尚信用組合は中小産業者に貯蓄を教ふると共に、他方彼等に産業上必要なる資金を得せしむるを目的とする組合的相互扶助的金融機關であつて、其の貸付は對人信用を主とし、短期貸付たる點に於て工業金融組合と趣きを異にしてゐる。

第四 公法的機關

(一) ザクセン州立抵當證券發行機關の設立と其の前史

前述した様に工業金融組合には公法的機關 öffentlich-rechtliche Institute と私法的機關 privat-rechtliche Institute とがあるが、公法的機關としてはザクセン州立抵當證券發行機關 Die Sächsische Landespfandbriefanstalt が唯一のものである。更に又工業金融組合の觀念が最初に實現せられたのも亦此のザクセン州立抵當證券發行機關であつた事は特筆に價する。ザクセンに於て工業金融組合實現の計畫が何時頃から起つたかは明かにし得ないが、曾て一九二五年七月の Dresdener Anzeiger 誌に現はれたる二論文¹⁶⁾に於て初めて其の計畫の草案を見たのであつて、不動産抵當信用機關設立に關する法律は此の時には既にザクセン當局に於て準備中にして、正に州會 Landtag に議案として提出せられんとしてゐたのである。此の法案に於ては新設の機關を Sächsische Landespfandbriefanstalt für Industrie und Handel と呼んでゐた。かくして一九二五年七月二十日の法律に依つて最初の工業金融組合がザクセンに實現せられたのであるが、之に先つてライプチヒの辯護士ブレーマン博士の貢獻は頗る偉大であつた。彼は其の小冊子¹⁷⁾に於て、地主金融組合及市街地金融組合に依つて工業金融組合を作らん事を提案し、之が長所を述べて其の宣傳に努めた。彼はその工業金融組合に於て、州の保證、連帶責任、活動範圍の地域的制限の事を考へ、資金は一部分國內に於て、大部分を外國に於て調達せんとし、組積立金及特別積立金の設置を説き、更に中央市街地金融組合 Zentralstadtschaft に依つて工業金融組合の一大中央機關たる Generalindustrieschaft の設立を考へてゐた。ブレーマンの幾多の提案は當時ザクセン大藏大臣ラインホルド氏に

16) Hartmann, Ein sächsisches Realkreditinstitut für Handel und Industrie, Dresdener Anzeiger, 195 Jahrg., Nr. 267 und 269 vom 10. und 11. Juni 1925.

17) Breyman, H., Die Beschaffung inländischer und ausländischer Betriebskredite für deutschen Industrie. Leipzig 1925, S. 12.—

依つて採用せられ、ザクセン抵當證券發行機關に於て實現せられたのである。

(二) ザクセン抵當證券發行機關の機能

イ、此の機關の性質、資本金及任務　ザクセン州立抵當證券發行機關は一九二五年七月二十日の法律——此の法律は後に一九二八年二月二十九日に一部改正せられた——に依つて設立せられたのであつて、ザクセン大藏省の監督の下に、固有の財産を有する公法的、共益的權利能力ある機關である(第一條)。抵當證券發行機關はザクセン州から金融的補助を受け、ザクセン州に依つて設立せられてゐるけれども、決して州の一機關ではなく、法律的及財政的に獨立したる法人であつて、公法的法人たるの特質を有してゐる。機關の財産は資本金、一般積立及組積立金よりなつてゐるが、資本金は百万 R.M. であつて、ザクセン州の出資に係る。機關は此の州の出資に對してライヒスバンクの平均割引利率と同額迄の利子を支拂はねばならぬ。而して抵當證券發行機關の任務はザクセン自由國の工業、商業及手工業に對する不動産抵當信用を促進せしむるに在る。法案には單に工業及商業とせられてゐたが、『Industrie』なる言葉は廣義に解してその中に、工業及手工業を含むものと解せられてゐる。従つて此の機關の活動範圍はザクセン州に限られ、而も農業及純市街地の土地の不動産信用には關係しないのである。

ロ、抵當證券發行機關の機關　此の抵當證券發行機關の機關は理事會、監事會及信用委員會の三である。理事會 das Direktorium は抵當證券發行機關の業務を執行し、其の經營に當つてゐるのであるが、監事會及信用委員會に依つて助けられてゐる。而して此の理事會の業務はザクセン

州立銀行 Sächsische Staatsbank の理事會に委託せられてゐるのであつて、抵當證券發行機關と州立銀行とは夫々固有の理事會を有してゐるが、然し人格的には兩者の理事は同一の人に依つて成立してゐる。監事會 der Verwaltungsrat の職能は株式會社の監事會のそれと同様に、理事會の業務執行を監督し、書類検査の權を有すると共に、重大なる根本的業務の決定に干與する。即ち利率及償還率の決定、貸付方針及び業務擴張等は監事會の權限に屬してゐる。監事會の議長及其の代理人はザクセン州の州委員 Statiskommissar から任命せられ、その外に十二名以下の監事が任命せられるが、その内三名は州議會から、及各信用委員會から一名宛選ばれる。其他の監事は商會議所の推薦に依り、ザクセンの大藏省及經濟省が受信者の中から選任するのである。信用委員會 Kreditausschuss は各商業會議所區に於て形成せられ、議長は當該商業會議所會員の中から選ばれ、その他に當該産業會議所會員一名と尙少くともその外に三名の委員から構成せられてゐる。その三名の中少くとも一名は受信者の中から選ばねばならぬ。信用委員會の委員は凡て州委員の同意を得て理事會が任命するのであつて、其の任期は二年である。信用委員會の任務は當該區に關する凡ての問題に對して理事會の諮問に應ずるのであつて、特に二万 ^{G.M.} 以上の貸付申込に際してその貸付限度及信用狀態等を調査する。監事會は貸付の一般的根本問題を取扱ふのであるが反之信用委員會は個々の貸付に干與し、その意見は個々の企業の貸付能力に關して多少確實なる保證を與へる。従つて法律(第十五條第三項)に依れば理事會は信用委員會の認めたる信用額以上の貸付をなす事を得ずと規定してゐる。而も信用委員會の五人の委員の中一名宛は同時に監事會に屬

してゐるから、信用委員會の意見は中央に於ても亦有效である。

ハ、此の機關とザクセン州との關係 次に抵當證券發行機關とザクセン州との關係に就いて見るに、兩者は頗る密接なる交渉を有してゐる。前述の如くザクセン州は此の機關に對して百万^{R.M}の出資をなし(第四條)、且此の機關の責任に對して保證してゐるのみならず(後述)、機關の資金調達に對しても特別の便宜を興へんとしたのであつて、最初は此の機關の資金調達を國內市場に於てなさんとし、外債の事は考へてゐなかつた。國內に於て抵當證券を賣出した場合、其賣行不振に備ふる爲めに、市場が抵當證券を消化する能力が生ずる迄、國庫金の一定範圍内に於て計畫的に抵當證券に投資せんとさへしたのである(然し後述の如く外國資金調達の方法に依る事になつて此の方策は無用に歸した)。更に又當時工業の金融難に應じて速かに此の機關を活動せしめ、同時に其の經營費を低減せんが爲めに、抵當證券發行機關とザクセン州立銀行 *Sächsische Staatsbank* との間に一種の經營共同體 *Verwaltungsgemeinschaft* を作らしめてゐる(第十二條)。然し此の兩機關は互に獨立してゐるのであつて、州立銀行は従前通り一種の信用銀行であり、抵當證券發行機關は不動産信用機關として活動してゐる。只州立銀行は此の機關に其の營業設備を利用せしめ、其の理事會を共通にするのであつて、之に對しては一定の報償を得るが、其の額はザクセン大藏省が決定するのである。

尙又ザクセンの州委員 *Staatskommissar* は元來州立銀行の監督に當つてゐるのであるが、同時に此の機關の監督にも當り、此の機關の監事會の議長は州委員に依つて占められる。若し監事會

が理事會の提議した方針に同意しない時には、州委員はザクセン大藏省の決定を要求する。又前述の如く信用委員會は二万G.M以上の貸付に就いて鑑定を行ひ、理事會が決定するのであるが、貸付金額十萬G.M以上のものは州委員の同意を要し、二十萬G.M以上の貸付はザクセン大藏省の同意を得、監事會の鑑定を必要とする。此の外州委員は此の機關の抵當證券準備規定の停止並に不動産及抵當證券の組織的償還を監督するの特權を有してゐる(第十六條)。如斯ザクセン當局は抵當證券發行機關と直接密接な關係を有し、機關の損失補填の責任を負ふと共に、他方機關の純益からは出資に對する利子支拂を受けるのみならず、此の機關の清算はザクセン州立銀行に依つて行はれ凡ての債務を控除した殘餘はザクセン州に歸屬するのである。

二、資金調達 抵當證券發行機關が貸付に要する資金の調達は抵當證券の發行に依るのであつて、其の發行する抵當證券には『ザクセン工業抵當證券』Sächsische Industriepfandbriefなる表示があり、無記名であつて、而も其の所持人には解約告知權が與へられてゐない。此の抵當證券の貨幣單位は獨逸國の貨幣單位即ちライヒスマルクに依つて表はされるのみならず、尙外國に於ても賣出が出来る様に外國の貨幣單位例へば弗、又は純金で表示する事が許されてゐる(第五條 第三條)。此の抵當證券の最高流通額は最初一九二五年の法律では五千萬R.Mと定められてゐたが、後に一九二八年二月二十九日の法律で改正せられ、七千五百万R.M以下たる事を要する事になつた。

抵當證券は組制度 Seriesystem に依つて發行せられるが、其の組の組成方法は、一定額迄發行せられた抵當證券は其度毎に一つの組を構成するのであつて、此の場合各組は同一額たる事を要

しない。其の外組は地域的標準から、例へば商業會議所區に依る組成が考へられ、更に又各工業部門に依る組織の方法、即ち或種の工業、例へば機械工業が一組を作つて抵當證券を發行する事もあり得る。此の種の組は外國で非常に關心を有する工業部門の抵當證券に於ては、外國で容易に其の販路を見出す事が出来るが、然し景氣の變動其他の原因に依つて一様に影響を受けて、其の種の工業部門をして再び立つ能はざらしむる虞れがある。大體各種の工業部門が集つて組を構成し、抵當證券を發行する場合には危険の分散が行はれ、かゝる危険の心配は必要としない。如斯抵當證券は組制度に依つて發行せられるが、各組は夫々獨立して固有の償還積立金を有し、之を組積立金 *Serienrücklage* と稱してゐる。此の組積立金は夫々其の組の内部に起つた損失の補填に用ひられるのである。

次に抵當證券の準備規定に就いて見るに、抵當證券の流通に對しては常に其の額面額迄、それと同額以上にして而もそれと同額以上の収益を擧げ得べき不動産を以て準備せねばならぬ。而して不動産の返還、引當不動産の減價其他の理由で此の準備が保たれなくなつた場合は、他の不動産を以て補充し又はそれに相當する抵當證券を回収せねばならぬ。若し之が不可能なる場合には發行機關は不足した不動産を、ザクセン州の債券、土地改良地代銀行 *Landeskulturrentenbank* の債券、或はザクセン州立銀行に對する債權又は現金を以て、一時補充せねばならぬと定められてゐる。如斯抵當證券は嚴密なる準備を要求せられてゐるが、尙發行機關は抵當證券に對して其の總財産、受信者に對する貸付債權及追納金債權 *Nachschussforderung* を以て責任を負ひ、ザクセ

ン州は更に發行機關の總債務に對して第二次的に責任を負うてゐる。此のザクセン州の保證 *Staatsgarantie* に依つて抵當證券の賣却が好都合に行はれるのみならず、抵當證券はミンデルデッセル *Mündelsicher* の特權が與へられ、且ザクセン銀行 *Sächsische Bank* 及ライヒスバンクに對する擔保能力 *Lombardfähigkeit* を附與せられてゐるから、之に依つて此の抵當證券の獨逸國內に於ける賣行は非常に容易になつてゐる。

抵當證券の償還は或は抽籤に依り、或は自由償還に依つて行はれるが、少くとも其の當時の償還資金の五〇%は抽籤の方法に依らねばならぬ。此償還に向けられる資金は貸付の濟崩額から生じた資金及其の利子を以て充當せられるのであつて、又前述の如く抵當證券は所有者の側からは解約告知權を有しないのである。

ホ、貸付 抵當證券の發行に依つて得られた資金は貸付に向けられるのであるが、主としてザクセンの中小工業に用ひられつゝある不動産を擔保として長期信用を授けるのである。その方法は大體一般の不動産抵當信用に於けると同様であつて、貸付の申込に際しては貸付を受けんとする企業はその商業登記簿摘要、即ち最近三ヶ年の貸借對照表並に損益計算書、尙必要なる場合には最近の中間貸借對照表、最近の財産稅決定額、土地臺帳摘要、資産明細書、火災保險證書、機械其他備品の保險證書等を添付せねばならぬ。就中貸付を受けんとする者はその財産狀態を一目瞭然たらしむる爲に、一定の用紙に有りのまゝを書込む事を要する。

貸付の擔保は工業及商業に使用せられつゝある不動産にして、ザクセンに存在するものに限ら

れてゐる。其土地と同一の所有者に屬し、且經濟的に密接なる關係を有する他の土地も亦貸付の擔保とする事が出來、建物の場合に於ても亦同様である(第八條)。而して實際上土地及建物が工業經營に對して直接經濟的關係がない場合でも、其土地及建物が同一の所有者に屬し、且貸付が企業經營に關する場合には、其土地及建物も亦貸付の擔保として取扱はれてゐる。抵當貸付の割合は法規に依つて(第八條第二項)、土地及建物の評價額の三〇%を超過するを得ないとせられてゐる。此の場合引當不動産に優先權を有する私法的負擔も考慮に入れられるのであつて、其の評價額は抵當物の賣却價額に依ると同時に、其の收益價値に依つて正當に評價せられる。初め州會に提出せられた法案には、貸付最高限度は不動産評價額の四〇%とせられてゐたが、一〇%減せられて三〇%以下とせられた。然し實際に於ては此の最高限度は一度も守られた事はないのであつて、當時不動産抵當銀行及他の不動産信用機關の貸付割合が比較的寛大であつた事が其の一因である。乍併工業上の不動産抵當貸付は他の不動産抵當貸付と幾分其趣きを異にするのであつて、工業上の不動産の評價決定は困難にして、危険率は高く、農業上の土地と異り収益は土地の大小に比例しないと云ふ特色が存在してゐる。然し實際上三〇%の最高限度は嚴格に過ぎる嫌があつたので、一九二九年二月二十九日の法律に依つて、不動産が二万^{R.M}以上に達する場合に於ては、仕事場として使用すると共に住宅として利用しつゝある土地に對して、引當不動産に優先する私法的負擔を算入して、評價額の五〇%迄貸付けらるゝ事となつた。従つて評價額の三〇%以下とする規定は實際上麵麩製造業、指物職等の小工業に於てのみ問題となるに至つた。

許容せられた貸付は發行機關の選擇に依つて現金で交付せられるか、又は額面價格に依つて抵當證券で交付せられる。従つて抵當證券の換價は發行機關に依つて受信者の負擔に於てなされるか、又は直接受信者に依つて行はれる。從來發行機關は前者の方法を採り、受信者をして正貸打歩 Disagio 註八、及發行費用を負擔せしめたのである。貸付は不動産抵當の濟崩償還貸付 Tilgungs-darlehen の形式に依つてなされ、原則として發行機關の側では非解約的 unkündbar であるが、併し業務規定に明文を以て規定したる場合に於ては、發行機關は解約告知權 Kündigungsrecht を行使する事が出来る。即ち、

一、貸付承諾の後に債務者の記載事項、或は不動産の抵當貸付の基となるべき債務者の報告根據に本質的不正の存在する事を發見したる場合

二、債務者が催告にも拘らず所定の期間中に、其の契約上の義務を履行せざる場合

三、發行機關の同意なくして抵當の目的物たる不動産の分割 (Abtrennung) が企てられ、或はその他の土地の負擔に法律上優先する権利が、契約に依つて不動産に加へられた場合

四、抵當不動産の取得者が讓渡者との契約に依つて債務を引繼がざる場合

五、抵當不動産の讓渡が民法第四百十六條所定の通知即ち發行機關が取得者(讓受人)を人的債務者と看做し得るに必要な通知を怠たる場合或は發行機關が債務引受に同意を與へなかつた場合

六、貸付の辨濟に際して、存在する規則正しき保險が期限満了となり、而も更新せられざる場合、或は機關の督促にも拘らず支拂期にある保險料を拂込まざる場合

七、債務者が其の財産を喪失し、殊に業務監督又は破産宣告に陥つた場合、或は引當不動産の強制管理又は強制競賣を命ぜられたる場合

八、不動産の價值に本質的關係を有する機械又は其他の附屬物が喪失、變化し、或は不動産から分離せられ、而も之と同價值のものが据付けられざる場合、或は負擔不動産が喪失し、而も直ちに之が代物に依つて補填せられざる場合、或は又不動産の價值が二〇%以上も減少し、而も債務者が他の方法に依つて、特に副抵當に依つて適當なる補償をなさざる場合

九、其他、債務證書に明文を以て記せられた場合

受信者は之に反して一般に何時でも三ヶ月前の解約告知を以て次の年賦滿期限に於て其の債務の全部又は一部を發行機關に返還する事が出来る。而も又其の返還は抵當證券の額面額を以てなし得るが、然し其の抵當證券は受信者が貸付を受けたると同じ組の債券である事を要する。又受信者は抵當證券に代へて、機關の同意に依つて現金を以て返還する事も出来る。然し發行機關の側から現金に依る返還を要求する事は出来ないのである。

受信者の義務としては先づ貸付に際して一度限りの費用額が差引かれる。之に依つて發行機關は貸付申込、抵當證書の製造、貸付交付及抵當證券の換價等に要する凡ての實費を補ふのである次に受信者は其の貸付に對して利子、元金濟崩額 Tilgungsrate 及一定の危険割増金を定額半ヶ年賦額として發行機關に支拂はねばならぬ。危険割増金は從來常に貸付額面の年々 $\frac{1}{4}$ %であつて、之は各組に於て構成せられてゐる組積立金に組入れられる。組積立金が組資本額の五%に達した

ならば、餘剩額は組の償却基金に向けられるのである。元金濟崩額は一般に貸付が二十箇年に完済せられる様に計算せられるのであつて、定額半ヶ年賦額は最初の貸付額に基いて計算せられるから、其の後時の経過と共に元金は濟崩しに依つて漸減するが、毎年の濟崩額は一樣である。従つて之に依つて貯蓄せられたる利子は元金濟崩の増額に向けられる。規則正しき濟崩給付に依つて最初の貸付額の一〇%が支拂はれたならば、受信者はそれに相當する額の引當不動産の返還を請求する事が出来る。かくして不動産が返還せられても年々の給付には何等變りがないのである更に受信者の義務としては前二者の外に、不正確なる償還に對しては延滞料 *Vorzugszuschlag* を徴收せられるのみならず、後述の如く連帶責任を以て機關の損失を保證してゐる。之等に關しては（連帶責任の場合を除く）法規には明文がないのであつて、理事會は監事會の同意に依つて、其の時々々の状態に相應したる方針を決定するのである。

へ、**純益の分配** 發行機關の活動に依つて生じたる年度貸借對照表に明示せられた純益は次の順序に従つて分配せられる。(一)先づ純益の二五%は、一般積立金 *allgemeine Rücklage* が抵當證券流通總額の二〇%に達する迄之に組入れる。(二)而してザクセン州の出資(資本金百萬 *R.M.*)に對して、ライヒスバンクの平均割引率と同一の高さ迄利子の支拂をせねばならぬ。(三)其の殘額は濟崩償還の増加に、或は其他受信者の利益の爲めに用ひられるのであつて、此の點に於て此の機關の共益的特質が現はれてゐる。

ト、**損失補償** 最も興味あるは損失補償に關する規定であつて、發行機關の損失は次の方法に

依りて補償せられる。即ち、

一、一の組の内部に起つた損失は先づ組積立金の資金が向けられる。

二、組積立金で不十分であるか、又は發行機關が一般的の重大なる損失を招いた場合には、一般積立金の資金を以て損失を補償する。

三、組積立金及一般積立金を以て補充しても尙不足するが如き損失を受けた場合には、受信者自らが其の責任を負ふのであつて、受信者は彼の債務額の外に、彼等が受入れたる貸付額の一〇%を限度として、同じ組に屬する受信者が連帶責任を以て、其の組から生じたる發行機關の債務を補償せねばならぬ（第九條）。如斯受信者が發行機關の債務に對して、有限的に連帶責任を負ふ事も亦、此の機關の共益的特質を如實に表はしたものと云ふ事が出来るであらう。又特に注意すべきは受信者が缺損額を補填する場合に、受信者が直接現金の拂込をするのでなく、同じ組内に於ける償還作用の停止に依つて行はれるのである（第二十條）。即ち受信者が既に拂込んだ割賦償還を中止して、之を現金拂込に代へるのであつて、受信者はそれだけ期限が延長せられる事となる。

四、損失が上述の資金及受信者の一〇%の責任額を以て補償しても尙充足し得ざる場合には、發行機關の資本金を以て之に充當する。

五、最後にザクセン國庫が損失を補償するのである。

六、清算 發行機關が清算する場合には、清算手續及殘存業務の完了はザクセン州立銀行に依

18) Lindner, K., a. a. O. S. 24—34; Radzibor, a. a. O. S. 68.—79; Dalberg, R. a. a. O. S. 174—176; Hippel, a. a. O. 436.—; Reier-Hirschberg, a. a. O. S. 56—58; Dannenbaum, F., Öffentlichrechtliche Kreditanstalten, Berlin 1930. S. 100—102.

つて行はれる。先づ抵當證券を償還し、發行機關のその他の債務を辨濟し、而してザクセン州の出資金を返還する。更に尙殘餘がある場合には共益的性質を有する同様なる目的に利用する爲めにザクセン州に歸屬するのである(第二十一條)¹⁸⁾(註九)。

(註八) Disagio 正貨打歩はagio 證券打歩に對して用ひられる言葉であつて、證券が額面價格以上で取引せらるゝ場合に、其の取引價格と額面價格との差を證券打歩agioと稱し、又反對に證券が額面價格以下で取引せらるゝ場合に、其の取引價格と額面價格との差を正貨打歩Disagioと云ふ。従つて銀行が額面價格以上で債券を發行した場合には、銀行はagioを利し、額面價格以上で債券を買戻した場合には、銀行はagioを失ふ。又銀行が額面價格以下で債券を發行した場合には、銀行はDisagioを損するが、銀行が額面價格以下で買戻した場合にはDisagioを利することとなる。此の場合抵當證券發行機關は債券を額面價格以下で發行するから、正貨打歩を損する事になるが、發行機關は此のDisagioの損失を受信者をして負擔せしめるのである。如斯債務者はDisagioを負擔するが、然し債務者は額面價格以下で取引せらるゝ抵當證券を以て其の債務を辨濟するならば、債務者はDisagioを利することが出来る。¹⁹⁾

(註九) ザクセン抵當證券發行機關は相當大なる實蹟を示してゐるが、之が實蹟は他の機會に譲らざるを得ないのを遺憾とする。尙後述の私法的機關に於ても同様に其の實蹟に就いては省略する。之等に関しては何れ大阪商科大学經濟研究所の「經濟時報」に於て發表したいと考へてゐるから、就いて参照せられたい。

19) Bastian, E., Lexikon des geld-, Bank- und Börsenwesens, Dritte, vermehrte Aufl. Stuttgart 1922. S. 9 u. 47; 日本勸業銀行調査課, 獨逸に於ける不動産金融制度. 335頁